

高鍋町訓令第 52 号

高鍋町物価高騰対策事業補助金交付要綱（健康保険課分）を次のように定める。

令和 8 年 10 月 1 日

高鍋町長 黒 木 敏 之

高鍋町物価高騰対策事業補助金交付要綱（健康保険課分）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格等の高騰の影響を受ける医療機関や社会福祉施設等事業者の負担軽減を図り、医療、社会福祉の安定したサービス提供に資するため、高鍋町物価高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象者は、町内で事業を営む者のうち、次の各号のいずれかに該当する事業者等のうち申請日時点において廃止又は休止していないこととする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院又は診療所で、かつ、令和 8 年 10 月 1 日現在で健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号の規定による指定を受けていること。
- (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づく施術所及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号。以下「あはき法等」という。）第 2 条第 2 項に規定する施術所のうち健康保険法第 87 条第 1 項に規定する療養費の取扱いによる施術を行い、又は行うことができる施設で、かつ令和 8 年 10 月 1 日現在であはき法等の規定に基づく許可等を受けていること。
- (3) 医療法第 2 条第 1 項に規定する助産所
- (4) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 2 号の規定により指定を受けた准看護師養成所
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）第 2 条第 12 項に規定する薬局を運営する事業者で、かつ、令和 8 年 10 月 1 日現在で薬機法に基づく薬局の開設の許可を受けていること。
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護サービスを提供している事業者、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム若しくは有料老人ホームを運営する事業者又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者で、かつ、令和 8 年 10 月 1 日現在で別表の補助対象施設（事業）欄に掲げるサービスの指定、許可等を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者としな

- (1) 暴力団（高鍋町暴力団排除条例（平成 23 年高鍋町条例第 8 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）である者
 - (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいい、申請者が、団体又は企業若しくは事業者の場合は、代表者及び役員等を含む。）である者
 - (3) 暴力団関係者（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者をいい、申請者が、団体又は企業若しくは事業者の場合は、代表者及び役員等を含む。）である者
- （補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、高鍋町物価高騰対策事業補助金交付申請書（様式第 1 号）により令和 8 年 11 月 30 日までに町長に申請しなければならない。

（交付の決定）

第 5 条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、補助金の交付の決定をしたときは、交付申請者に対し、補助金を交付する。

3 町長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、高鍋町物価高騰対策事業補助金不交付決定通知書（様式第 2 号）により交付申請者に通知するものとする。

（請求書の省略）

第 6 条 町長は、補助金の交付をしようとするときは、高鍋町財務規則（昭和 45 年高鍋町規則第 12 号）第 51 条ただし書きの規定により、当該交付に係る請求書の提出を求めずに当該交付をすることができる。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 この訓令は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第2条、第3条関係）

区分	補助対象施設（事業）	1施設（事業所）当たりの補助金の額
第2条第1号	病院、診療所（3床以上）	1稼働病床当たり 20,000 円
	診療所（3床未満）	50,000 円
第2条第2号	施術所	25,000 円
第2条第3号	助産所	25,000 円
第2条第4号	看護師等養成所	25,000 円
第2条第5号	薬局	16,000 円
第2条第6号	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	4,500 円×定員
	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	8,000 円×定員
	通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護	76,000 円
	訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、居宅介護支援	34,000 円